

議第1415号 建築基準法第51条に基づく 一般廃棄物処理施設の設置

■建築基準法第51条について

・卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他政令で定める処理施設_※の用途に供する建築物は、 都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの でなければ、新築し、又は増築してはならない 2

(4)

※一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条) 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条)等

・ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地 の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は 政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築 する場合においては、この限りでない

【本市の運用】

- ・市が設置する場合は、通常、都市計画に定める 例)卸売市場、火葬場、ごみ焼却場
- ・民間事業者が設置する場合は、通常、建築基準法第51条に基づき許可 例)政令で定める処理施設(廃棄物処理施設)

(3) ■処理施設の設置又は変更に係る流れ 生活環境影響調査 第51条許可申請 ※廃掃法許可申請 事業計画書提出 説明・周a 計画案提出 工事着手 知へ 0 許可申請指 ※廃掃法許可 受 付· 審議会付議 事前審査 横浜市 査 都計審

※廃掃法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■建築基準法第51条許可基準

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は 一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照 (平成18年4月1日 横浜市制定)

建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設の設置

5

【名 称】株式会社兼子 横浜戸塚営業所

【申 請 者】株式会社兼子

【位 置】横浜市戸塚区上矢部町2003番2

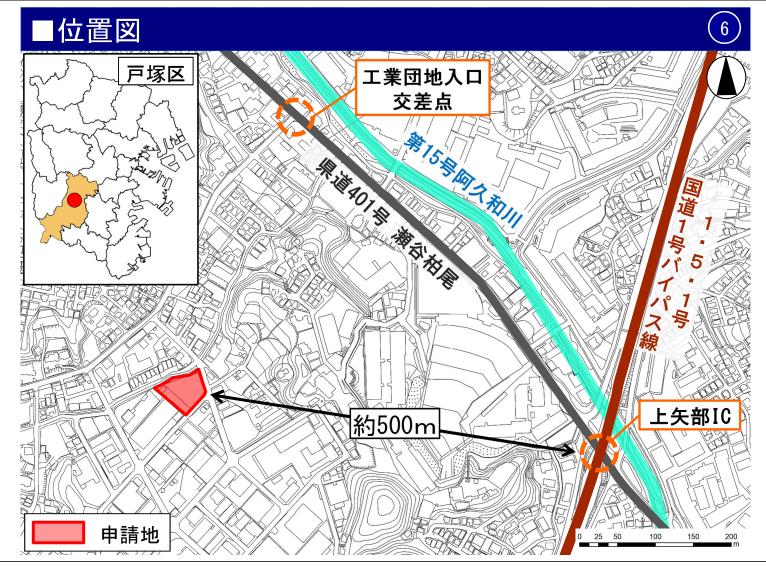
【用途地域等】工業地域

■案件概要

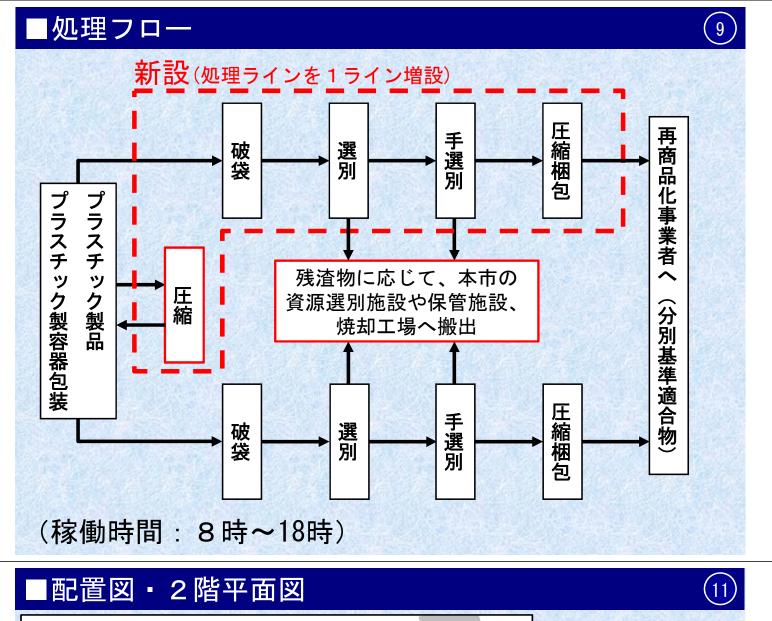
施設概要	市内一般家庭から収集した プラスチック製容器包装の中間処理施設		
既存許可	平成16年3月29日許可 一般廃棄物処理施設 50.73 t/日		

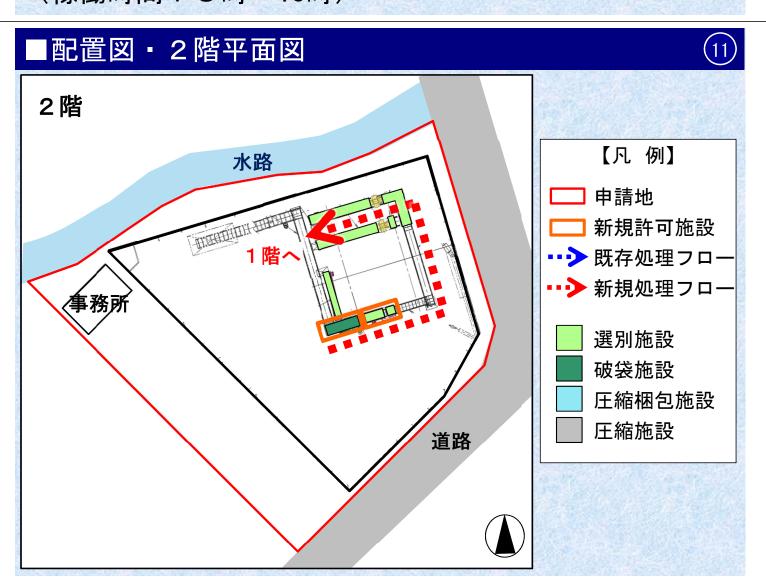
⇒上記に加え、プラスチック製品の 中間処理を行うため、新たな施設の設置

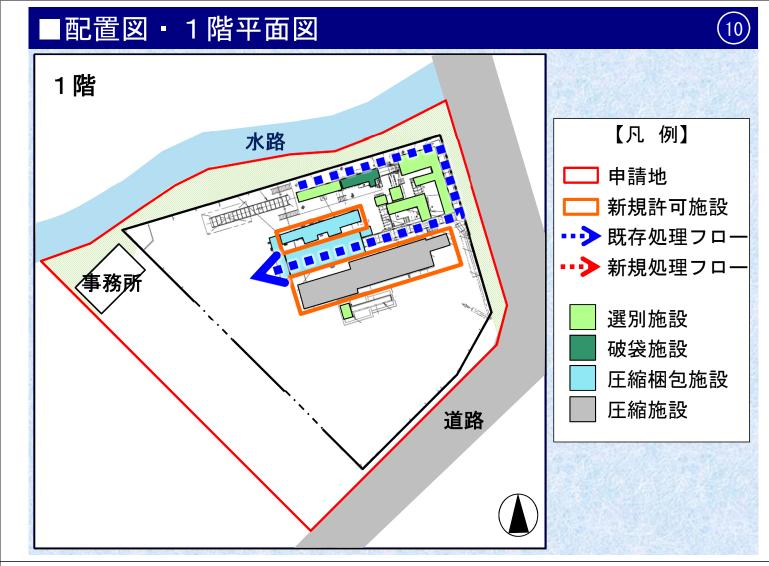


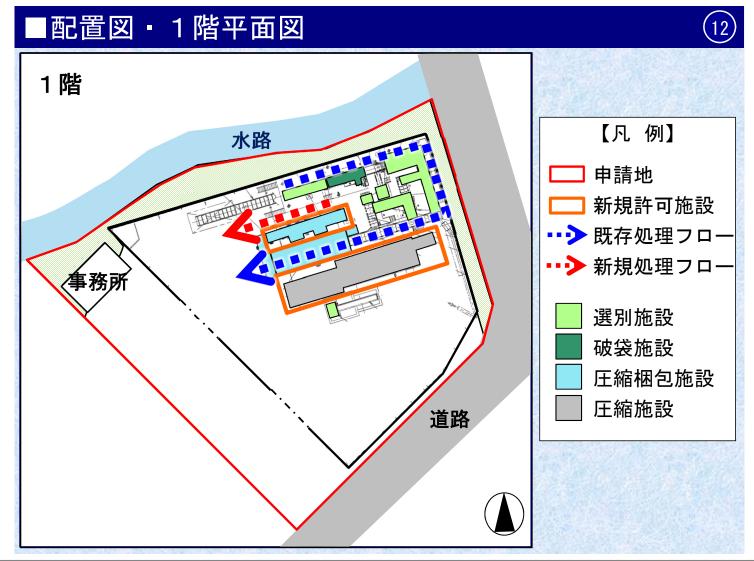












■建築基準法第51条の適用(一般廃棄物処理施設)

13

15

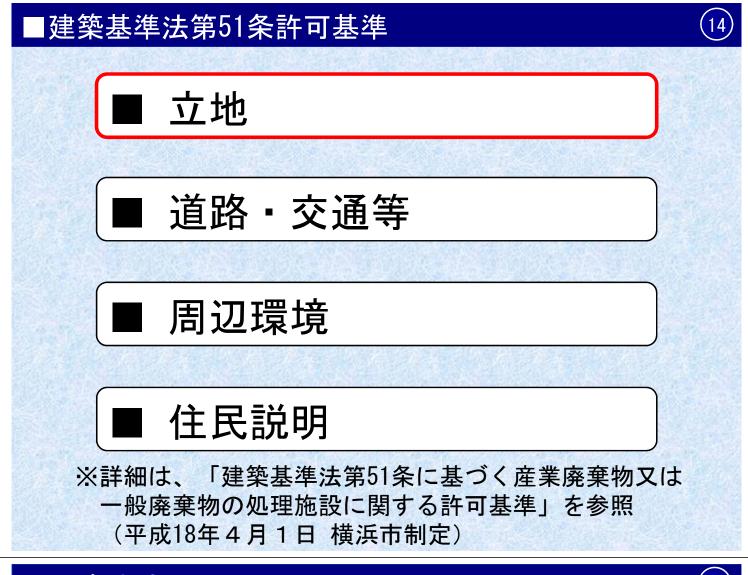
許可如	 対象処理施設	許可対象	処理能力	
(品目)	(名称)	処理能力	(変更前)	(変更後)
廃プラスチック類	破袋施設	5 t /日以上 または 既許可の処理 能力の1.5倍 を超える	41.51 t /日 (1台)	119.0 t /日 (2台)
	選別施設		40.37 t /日 (1台)	133.5 t /日 (2台)
	圧縮梱包施設		38.00 t /日 (1台)	85.0t/日 (2台)
	圧縮施設		_	48.1t/日 (1台)

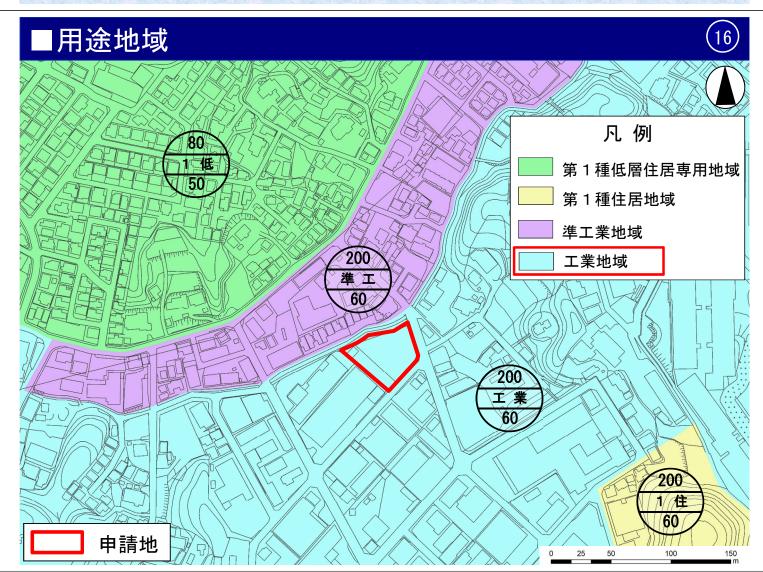
【本件の許可内容】

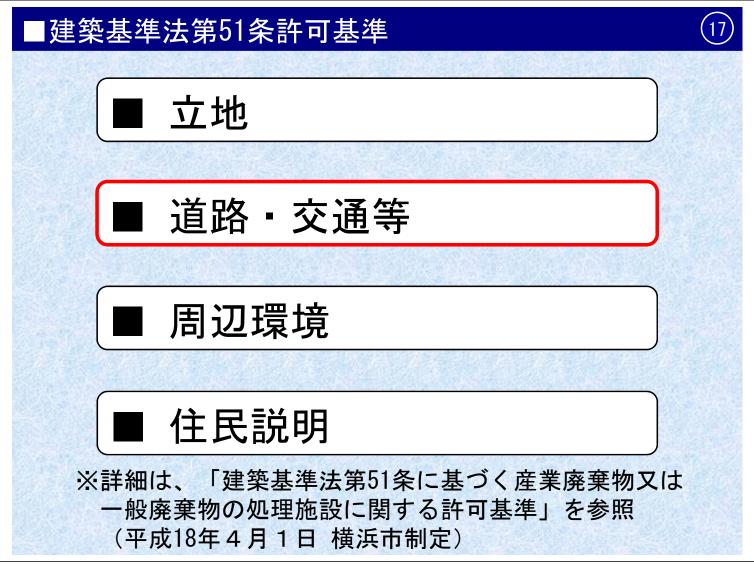
- ・変更前の1.5倍を超える処理能力及び、 処理能力が許可対象処理能力以上の施設を新たに設置
 - 建築基準法第51条の許可が必要

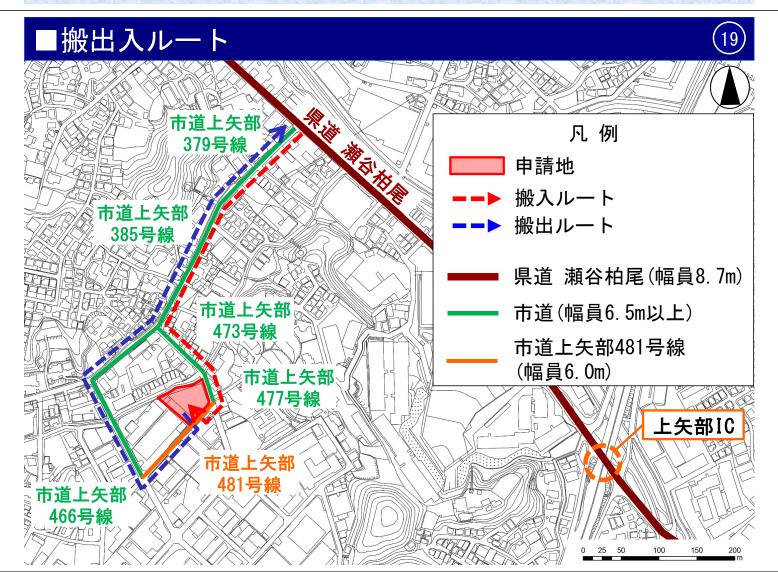
■建築基準法第51条許可基準【立地】

- ・工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とする。
- ・準工業地域又は市街化調整区域に建築する場合は、 風致地区、地区計画、建築協定が指定されていない地区 (区域)とする。
- ・住居系又は商業系の用途地域には建築しない。









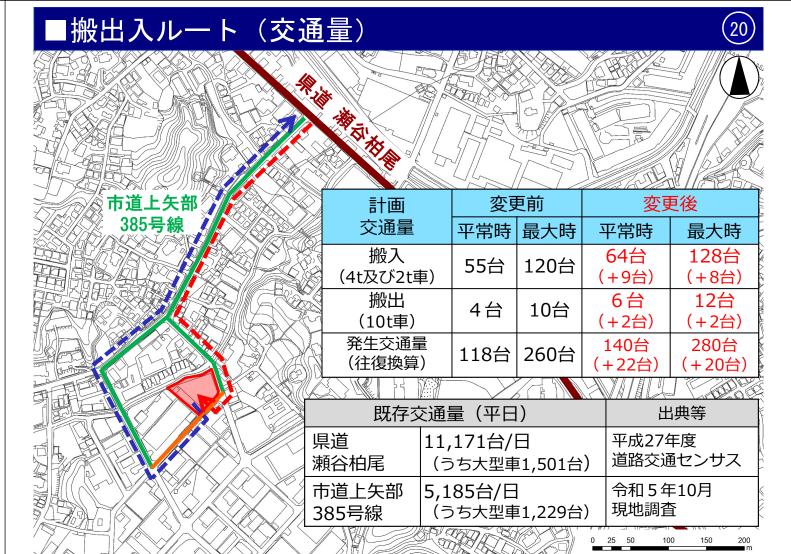
■建築基準法第51条許可基準【道路、交通等】

18

・処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が 安全にすれ違うことができる幅員※を有すること。

※搬出入車両が大型車: 6.5m以上 小型車: 5.0m以上

処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないよう、 対策を講じること。

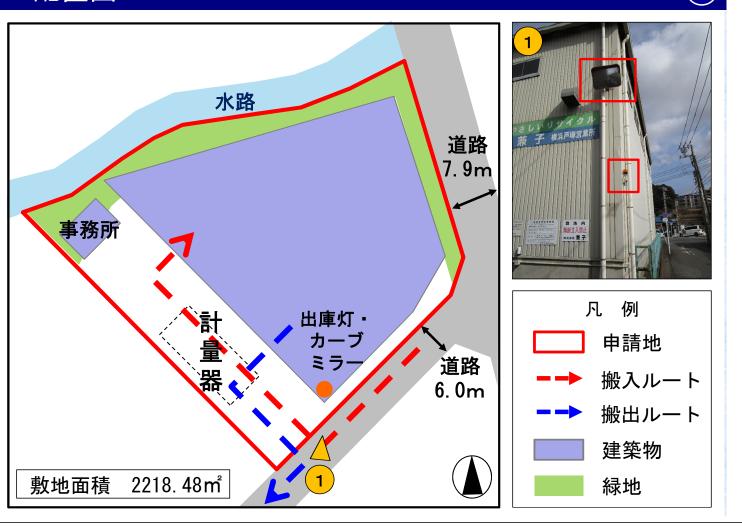




一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照

(平成18年4月1日 横浜市制定)

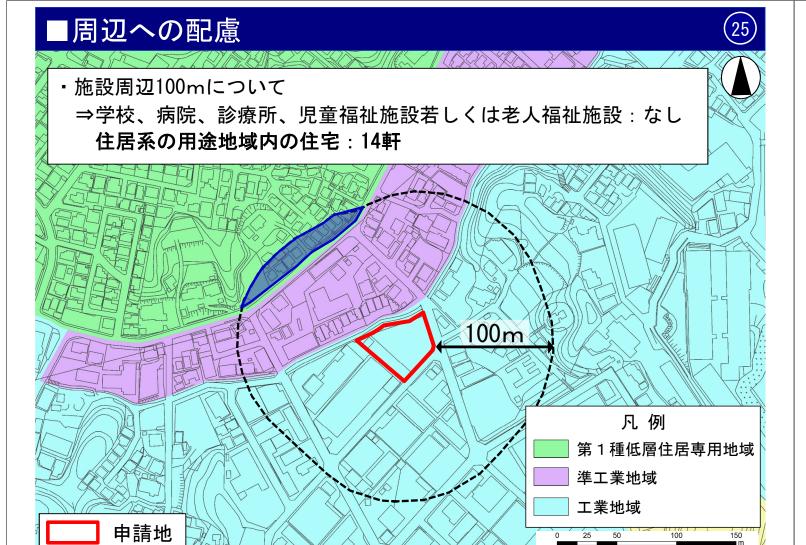
配置図



■建築基準法第51条許可基準【周辺環境】

(24)

- ・内陸部に処理施設を建築する場合は、 原則として<u>学校、病院等</u>※1に近接しないこと。
 - ※1 学校、病院、診療所、児童福祉施設若しくは老人福祉施設又は 住居系の用途地域内の住宅
- 特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、
 これらに著しい<u>影響_{※2}を与えないよう、十分な対策_{※3}を</u>講じること。
 - ※2 処理施設に起因する騒音、振動又は悪臭
 - ※3 学校、病院等の敷地境界線において、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく住居地域の基準を満たす対策



■周辺への配慮



- ・周辺環境への影響が想定される騒音・振動・悪臭について、 横浜市生活環境の保全等に関する条例の規制基準への適合 を確認
- ・騒音・振動については、申請地 及び 学校、病院等の 敷地境界線で影響予測を実施
- ・悪臭については、規制基準に適合する措置を実施し、かつ 申請地の敷地境界で現状の臭気指数を測定

■影響予測の実施結果(騒音・振動)

27

【施設の稼働に伴う影響予測】 (稼働時間:8時~18時)

申請地の敷地境界における予測

SALES PROPERTY.		<u>市条例_※に基づく</u> 規制基準		申請地の敷地境界での 最大予測値
	騒音	北側	67.5 dB (8時~18時)	63. 0 dB
		その他	70 dB (8時~18時)	67.8 dB
	振動	北側	65 dB (8時~19時)	58. 9 dB
		その他	70 dB (8時~19時)	57.8 dB

■影響予測の実施結果(騒音・振動)

(28)

【施設の稼働に伴う影響予測】 (稼働時間:8時~18時)

学校、病院等の敷地境界における予測

	<u>市条例_※に基づく</u> 規制基準	学校、病院等の 敷地境界での最大予測値
騒音	50 dB (8時~18時)	48. 8 dB
振動	60 dB (8時~19時)	43. 0 dB

申請地 及び 学校、病院等の敷地境界において、 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」 ※ の基準を満たす。

■影響予測の実施結果(悪臭)

29

【悪臭に関する規制基準(概要)】

- 1 悪臭の漏れにくい構造の建物とする
- 2 外部に悪臭の漏れることのないよう脱臭設備を設置する
- 3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わない
- 4 悪臭を発生する作業は、周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行う
- 5 悪臭を発生する製品等は、容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管する

⇒全て適合する計画となっている。

	<u>市条例</u> _※ に基づく指導指針値	現状の測定値
臭気指数 (臭気排出口)	28	19

■建築基準法第51条許可基準【住民説明】

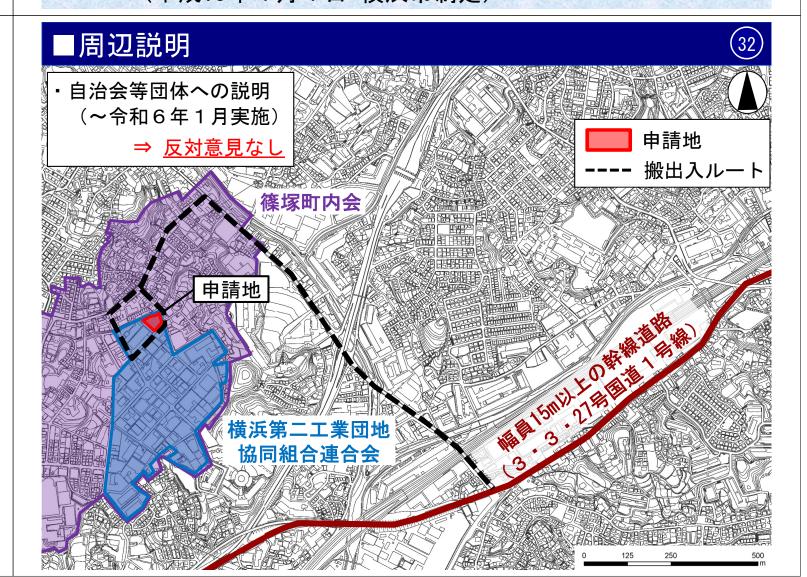


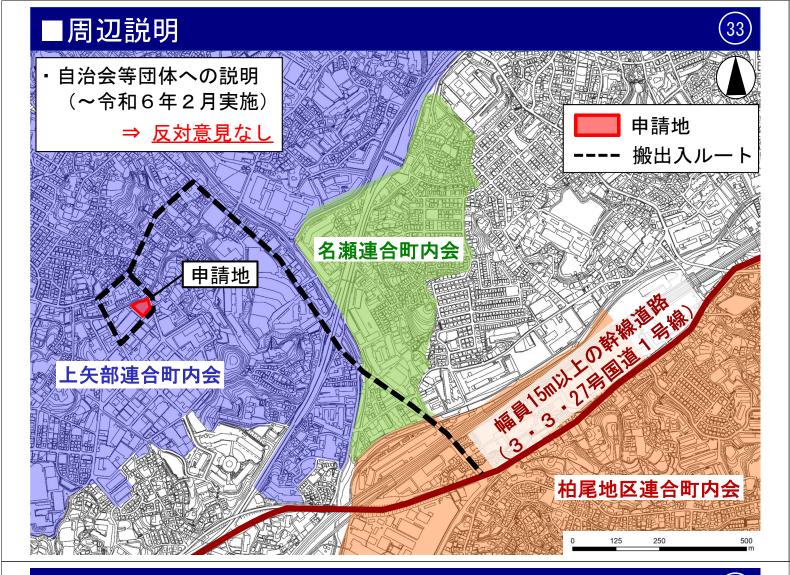
- ・<u>周辺住民等</u>※に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう 努めること。
- ※(1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する 自治会等の団体
 - (2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者
 - (3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者





- 立地
- 道路・交通等
- 周辺環境
- 住民説明
- ※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は 一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照 (平成18年4月1日 横浜市制定)





■本案件に対する本市の考え

35

■立地

工業地域に立地していること。

■道路、交通等

幹線道路に至る間の道路は搬出入車両の通行に支障ない幅員 を有し、施設出入口には出庫灯及びカーブミラーを設ける等、 周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること。

■周辺環境

騒音・振動・悪臭について、申請地及び学校、病院等の敷地 境界いずれにおいても、本市条例の基準を満たす十分な対策を 講じていること。

■住民説明

以上により許可基準に適合しており、

本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考える。

